

参考資料

一部委員限り

第5回 固定電話サービス移行円滑化委員会 参考資料

# 第3回・第4回会合における 追加質問等への回答

令和8年1月26日

# 目次

## 1. **イコールフットイングで競争するために必要な条件等 (第4回会合における青柳構成員発言関係)**

- ✓ KDDI・ソフトバンク・楽天モバイルによる要望等…………… 3
- ✓ NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社の回答…………… 7

## 2. **第3回・第4回会合における追加質問**

- ✓ NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社に対する質問…………… 11
- ✓ 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟に対する質問…………… 16

# 1. イコールフットイングで競争するために必要な条件等

## KDDI・ソフトバンク・楽天モバイルによる要望等

※上記以外のヒアリング対象の3団体からは、第4回会合資料に記載した主な意見（資料4-1 p14）に記載した以上の要望等の提出はなかった。

## (第4回会合における青柳構成員発言要旨)

ブロードバンドや固定電話サービスについて、NTT東西と競合他社との関係について、懸念点を申し上げたい。NTT東西も、（代替サービスの案内について）公正競争の観点には、かなり気を使っているとは思っているものの、実際に競争事業者が代替サービスで十分に競合するためには、非常に様々な条件があるのではないかと。例えば、この地域ではこの時期から工事（移行）を始めるという情報は、いつまでに受け取る必要があるといった営業活動に関する情報や、これ以外にも技術的な面でも様々な必要性があるのではないかと。競合他社が十分にイコールフットイングで競合するためには、どのような条件が必要なのか拾い上げる必要がある。

## (KDDI回答)

- NTT東西殿の利用部門と競争事業者との公正な競争確保の観点から、エリア単位の移行計画等について同等の情報提供を同タイミングで行っていただきたい。
- NTT東西殿が巻き取りエリアにおいて加入者に移行案内をする際は、他社サービスへの移行の選択肢もある旨の周知（事業者名、サービス名、問合せ先等）をしていただきたい。
- 先行実施エリアでの移行に向けた対応において生じた課題等についての改善、また新たな要望事項等が生じた場合の対応のため、NTT東西殿と関係事業者との協議の場をNTT東西殿主導で設定いただきたい。

## (ソフトバンク回答)

- 1.メタル回線を利用した接続サービスへの影響の観点  
当社直収電話サービス（おとくライン）はFY26以降のNTT東西のエリア単位での移行（先行移行含む）の影響を受ける可能性があるため、エリア毎の撤退計画情報等を、接続事業者には2年半～3年前までに提示いただきたい ※詳細【別紙1】
- 2.移行先サービス案内の観点  
利用者の多様なニーズへの適切な対応・公正競争確保・移行促進の観点から、第一号基礎的電気通信役務以外・NTTグループ以外のサービスも案内することが必要 ※詳細【別紙2】
- 3.光回線電話について  
光回線電話の料金水準は、競争事業者として同等水準でのサービス提供が事実上不可能、もともとエリアが限定されていたものが、現状のまま全国展開されるのは適切でない  
料金の在り方や、公正競争のための措置について検討が必要 ※詳細【別紙3】。

## (楽天モバイル回答)

- イコールフットイングの観点から、NTT東西が保有する移行関連情報（メタル回線の代替サービスへの移行時期や、それに伴う技術情報等）について、全ての競争事業者が同一の内容を同一のタイミングで取得できることを担保するための措置を講じることを要望いたします。
- また、顧客対応上の混乱を避けつつ、全事業者が上記のルールのもとで競争可能となるよう、他事業者のご意見も踏まえながら、適切な情報提供の在り方をご検討いただけますと幸いです。

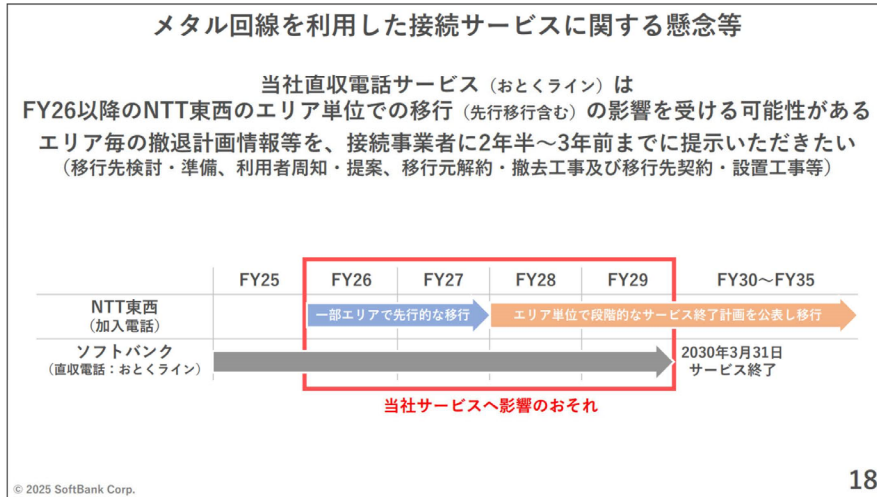
## (ソフトバンク回答・別紙)

### 【別紙1】

2

### 【別紙2】

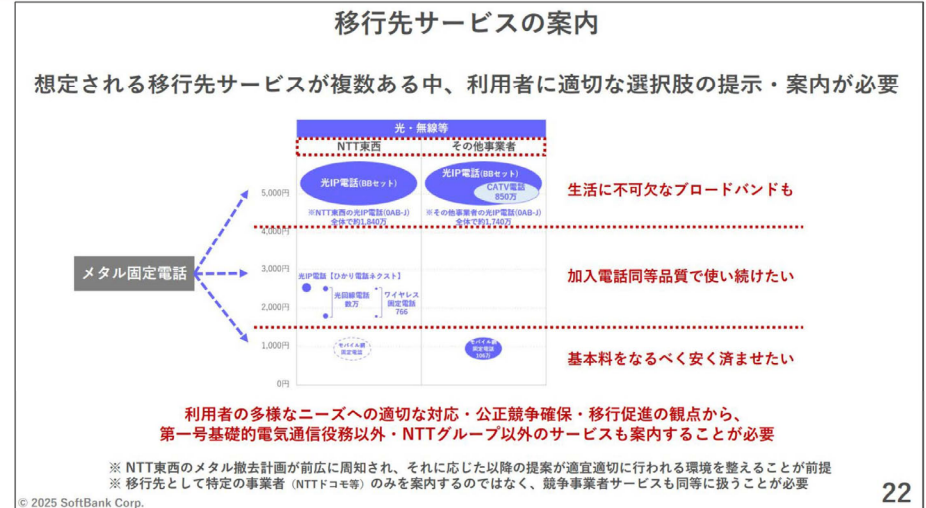
3



18

出典：固定電話サービス移行円滑化委員会 第2回 当社ヒアリング資料

© 2025 SoftBank Corp.



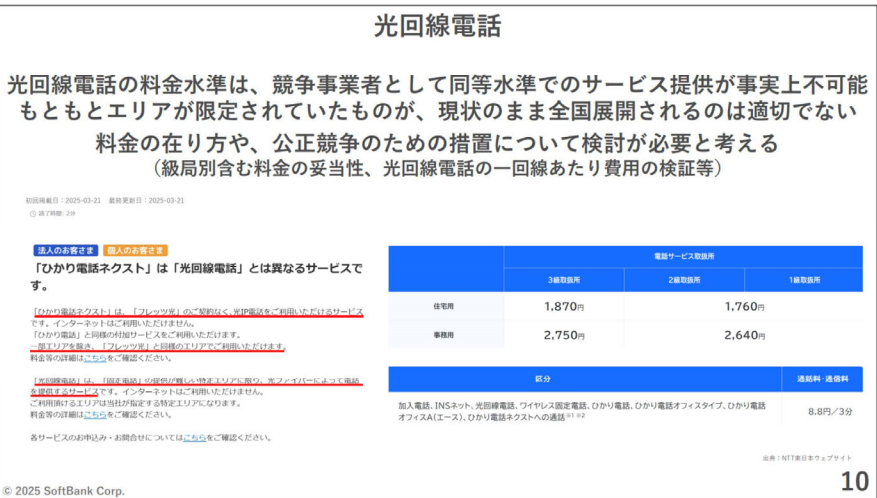
22

出典：固定電話サービス移行円滑化委員会 第2回 当社ヒアリング資料

© 2025 SoftBank Corp.

### 【別紙3】

4



10

出典：固定電話サービス移行円滑化委員会 第2回 当社ヒアリング資料

© 2025 SoftBank Corp.

**1. イコールフットイングで競争するために必要な条件等**

**NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社の  
回答**

(競争事業者による要望等①) ※事務局においてまとめたもの

NTT東西の利用部門と、競争事業者が、同じタイミングで移行計画（エリア単位での代替サービスへの移行時期や、それに伴う技術情報等）を把握できるようにしてほしい。

(NTT東日本・NTT西日本回答)

- 先行実施エリアについては、四半期毎を基本として対象エリアの公表・周知を開始していく予定ですが、その際にはお客様への書面周知の一カ月前に当社Webサイトにおいて具体的なエリアの公表を行う予定であり、他の事業者においても当社Webサイトを通じて同様に対象エリアの情報を確認いただくことが可能です。また、周知書面（DM等）や当社Webサイトにおいては、当社の提供する代替サービスだけでなく、他社サービスについても移行先として選択可能である旨お示ししています。
- また、Webサイトにおける公表は、対象エリアの決定次第速やかに実施いたしますが、移行勧奨は公表・周知からサービス終了まで1年以上の期間を確保するため、競争事業者も先行実施エリアのお客様への移行勧奨を十分に行うことが可能と考えます。
- なお、対象エリアの選定にあたってはエリア毎の設備構成や利用回線数等を踏まえる必要がある一方、より早期にお客様への周知を開始し十分な移行期間を確保しつつ、2028年度までにより多くのエリアにおいて先行実施を通じた検証を行う必要があるため、現状周知の一カ月前の公表にならざるを得ないのが実情ですが、今後、先行実施の知見を蓄積する中でより早期にエリア選定を行うことが可能となった場合は公表タイミングの前倒し等についても検討する考えです。
- 2028年度頃から開始するエリア単位の段階的な移行については、先行実施の状況も踏まえながら今後移行計画の具体化を図っていく予定であり、エリア毎の移行時期等の詳細についてはあらためてご説明させていただきます。
- ご要望にある技術情報等の情報提供については、ご要望される情報の具体的な内容や必要性等についてお伺いした上で、まずはご教示いただくようお願いいたします。

(競争事業者による要望等②) ※事務局においてまとめたもの

NTT東西が移行を案内する際は、NTTグループ以外の他社サービス（一号基礎的役務以外も含む）の案内（事業者名、サービス名、問合せ先等）も周知してほしい。

(NTT東日本・NTT西日本回答)

- 前述の通り、お客様へのサービス移行のご案内にあたっては、周知書面（DM等）や当社Webサイトにおいて、当社の提供する代替サービスだけでなく、他社サービスについても移行先として選択可能である旨お示ししているところです。
- 加えて、本委員会でいただいたご意見を踏まえ、今後、総務省において基礎的電気通信役務台帳の整理・公表がなされた後は、台帳を閲覧可能なWebサイトのURL等についても記載し、お客様において他社サービスの一覧や提供エリア、連絡先等をご確認いただけるよう対応していく考えです。
- また、仮に当社において他社サービスのご案内を直接行うこととした場合、当社は他社サービスの仕様や提供エリア等の情報を有していないこと、また、代替サービスを提供する事業者が多数存在すること（ブロードバンド提供事業者は300社以上）を踏まえると、事業者間の公平性を確保しつつ、お客様に正確かつ十分なお説明を行うことは困難であり、かえってお客様の混乱を招くことになるものと考えます。
- なお、競争事業者においては、当社の移行計画公表時期等にかかわらず、いつでも競争事業者が提供するサービスへの移行を勧奨することが可能となっていることに加え、現行のNTT法もしくは電気通信事業法で設けられている公正競争要件を担保するにあたり、当社の営業部門において自社サービスと他社サービスを同等に取り扱う（他社サービスについても当社サービスと同等にお客様への情報提供や勧奨、申込受付等を行う）ことが求められているものはないと考えます。

(競争事業者による要望等③) ※事務局においてまとめたもの

NTT東西と関係事業者との協議の場をNTT東西主導で設定してほしい。

(NTT東日本・NTT西日本回答)

- 今回のサービス移行については2025年10月に接続事業者を対象とした説明会を実施するとともに、円滑な移行実現に向けてメタル回線に係る接続機能等を利用している事業者との個別協議も実施してきたところです。
- 今回いただいたご要望を踏まえ、本委員会においてご説明した内容を含め、サービス移行の進め方等について具体化を図ってきた内容等について改めてご説明をさせていただく場を設ける方向で検討しております。

(競争事業者による要望④) ※事務局においてまとめたもの

メタル回線を利用している接続事業者には、エリア毎の撤退計画情報等を2年半～3年前までに提示してほしい。

(NTT東日本・NTT西日本回答)

- エリアごとのサービス終了時期等、サービス移行に関する具体的な計画については、決定次第速やかにお伝えする考えです。
- なお、今後の情報提示については、接続事業者とも丁寧に協議を行い、ご要望も踏まえながら、検討・対応を進めていく考えです。

## **2. 第3回・第4回会合における追加質問への回答**

### **NTT東日本株式会社・NTT西日本株式会社への 質問に対する回答**

質問 1

メタルの電線が無くなった電柱でも、ブロードバンドサービスの最終保障提供責務との関係もあり、NTTとしての当該電柱の要否は状況を踏まえつつ判断していくこととなるということであったが、譲渡や撤去をしないと判断した（メタルの電線がなく）ケーブルテレビの回線がある電柱があった場合に、その電柱が資料3-5のP5の例1-3のように、老朽化等で維持管理ができなくなり、代替ルートがないときは、新しい電柱に交換するなどの設備の更新をするのでしょうか？もし、更新をして、維持管理する場合は、更新の費用、維持管理の費用は、NTT東西、ケーブルテレビ会社、一般ユーザーのいずれが負担することになるのでしょうか？

(回答)

- 加入電話の移行が完了したエリアにおいても、ブロードバンドサービス等の光回線の提供にあたって現に利用している電柱あるいは将来的に利用見込みのある電柱については、引き続き当社において、更新・維持管理していくこととなります。
- その場合、当該の電柱に他事業者が添架する場合の費用については、当社が現に利用している電柱の場合と同様の料金を当該事業者負担いただくこととなります。
- なお、当社で現に利用しておらず、将来的な利用見込みもない電柱については、原則として撤去していくことを想定していますが、当該電柱を利用している他事業者から譲渡の要望があった際には、対応させていただく考えです。加えて、当該事業者のご要望に応じて、当社で管理や保守を受託するスキーム等も検討させていただきます。
- また、他事業者へ譲渡された電柱の更新・維持管理は、その費用負担含め、当該事業者にて行われることとなります。

質問2

電柱の撤去に関連しまして、以下をご教示いただけますでしょうか。

- ・全国におけるNTT様と電力会社様の電柱の数、相互の添架の状況（NTT様の電柱に電力会社様が添架されている、あるいはその逆）
- ・NTT様が電柱を撤去した場合の電力会社様の電力供給への影響の有無
- ・その他関連しそうな情報（あれば）

(回答)

- 電柱の本数及び相互の添架の状況は下記のとおりです。

赤枠内は委員限り

- また、前述の通り、当社で現に利用しておらず、将来的な利用見込みもない電柱については、原則として撤去していくことを想定していますが、電力会社を含め、当該電柱を利用している他事業者から譲渡の要望があった際には、対応させていただく考えであることから、電力供給への影響は生じないものと考えます。

（質問）

日本ケーブルテレビ連盟様のスライドにありました、電柱の撤去に関連しまして、以下の情報をご教示ください。

・ケーブルテレビ会社様の添架のNTT様と電力会社様の割合

（回答）

■ 2023年度末時点の状況について、昨年度、連盟加盟152事業者からの回答結果が以下のとおりです。

電力柱：NTT柱≒3.4：1

（内訳）電力柱：7,003,313本

NTT柱：2,069,550本

（参考：事務局補足）

■ 2021年度末時点における全国の電柱数

電力柱：2,213万本

NTT柱：1,181万本

（出典）令和4年度 第2回 無電柱化推進のあり方検討委員会 国土交通省道路局 資料

質問3

ユーザーからの苦情受付窓口の設置予定はありますか。

(回答)

- NTT東西ともにお客様相談センターにおいて、（サービス移行以外も含めた）ユーザからの苦情申告を受付しています。
- また、固定電話サービスの移行についての公表（2025年9月29日）と同時に開設したサービス移行に関する専用のコールセンタ／ウェブサイトにおいても苦情申告は受け付けております。

**受付窓口**

お客様 相談センター	NTT東日本	ウェブサイト： <a href="https://www.nmrs.ntt-east.co.jp/user/">https://www.nmrs.ntt-east.co.jp/user/</a> コールセンタ：0120-019-000 受付時間 午前9時～午後5時（土日・年末年始12/29～1/3を除きます）
	NTT西日本	ウェブサイト： <a href="https://inq.customer.ntt-west.co.jp/sendform_soudanc.html?_gl=1">https://inq.customer.ntt-west.co.jp/sendform_soudanc.html?_gl=1</a> コールセンタ：0120-019-000 受付時間 午前9時～午後5時（土日・年末年始12/29～1/3を除きます）
サービス移行 専用窓口	NTT東日本	ウェブサイト： <a href="https://flets.com/2035denwa/">https://flets.com/2035denwa/</a> コールセンタ：0120-279-116 受付時間 午前9時～午後5時（土日・年末年始12/29～1/3を除きます）
	NTT西日本	ウェブサイト： <a href="https://www.ntt-west.co.jp/denwa/2035denwa/">https://www.ntt-west.co.jp/denwa/2035denwa/</a> コールセンタ：0120-279-116 受付時間 午前9時～午後5時（土日・年末年始12/29～1/3を除きます）

## **2. 第3回・第4回会合における追加質問への回答**

### **一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟への 質問に対する回答**

質問4

光未提供エリアにおける電柱について、NTT東西は、メタル撤去後は利用希望の事業者に譲渡する（希望がなければ撤去する）との方針を示していましたが、CATV事業者が電柱を譲り受けることについて、どのようにお考えでしょうか。電柱保守のノウハウがあれば譲受可能と思えますし、CATV事業者の経営規模等によって事情も異なってくると思われませんが、いかがでしょうか。

また、CATV事業者が自社で電柱を建てるケースがあるのか、ある場合は、どの程度の実績（本数）があるのかについても教えてください。

(回答)

- 必ずしも譲渡が必須ではなく、NTT東西が電柱保有を継続したうえで、ケーブルテレビ事業者が添架利用させていただく方法もあるかと思えます。譲渡を希望するのか、添架を希望するのか、事業者の意向に合わせてご対応いただけることが理想です。
- 自治体系等の小規模な事業者等では、電柱保守のノウハウを持たない可能性も考えられます。そのような場合は、上述の通り、添架利用を継続させていただき、或いは、譲渡した上で（CATV事業者にとって常識的な範囲で）保守委託を受けていただくなどの対応を要望致します。
- 2023年度末時点の自営柱累計総本数：138,726本(連盟加盟152事業者からの回答結果)
- 一部の事業者にヒアリングしたところ、自営柱は、PS柱(電源供給装置を載せるための電柱)が多く、PS柱以外も既存の電柱に添架出来ない場合に自営で建柱しています。また、共聴施設から譲渡を受けた電柱等も含まれることから、自営柱を建柱するのはレアケースと考えております。